

第1章 計画策定にあたって

○児童相談所を令和2年度に開設。養育・虐待・障害・非行等に関する相談・指導をはじめ、保育所の認可権などを含めた総合的な児童福祉行政を区が担うこととなる。

○本計画は、平成27年度から開始された「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の第二期計画であるとともに、これまでの取組を継承しつつ、近年の子どもを取り巻く環境の変化等に対応し、区のすべての子どもが健やかに成長できるよう、また子どもの最善の利益が実現されるまちを実現させるよう、子ども・子育てに関する総合的な計画として策定する。

○計画の一部を「ひとり親支援計画」、「子どもの貧困対策推進計画」、「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画として位置づけ、長期計画「えどがわ新世紀デザイン」と方向性をともにする。

○計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間。

第2章 江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況

○【基礎データ】近年、総人口は増加傾向。生産年齢人口及び老年人口は増加し、年少人口（0～14歳）は減少。出生数も減少傾向。

○【基礎データ】女性の就労状況では、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」がみられる。外国人の子どもは増加している。家庭保育率は減少傾向にある。

○【ニーズ調査】母親の就労は増加／就労希望時期の末子の年齢は、7歳以上、3歳が多い／小学校入学後に放課後を過ごさせたい場所は、低学年では「すすくすくスクール」41.8%、「習い事」41.4%、高学年では「習い事」が56.4%、「自宅」が46.0%。身近な地域にあるとよいと思う活動は「同年代の子ども同士が交流できる活動」が50.8%でトップ。

○【地域活動団体ヒアリング調査】気軽に参加でき、おだやかに過ごせる居場所や、相談できる場所・相手が地域の中になるべく多くあることが大事とする意見が多い／子どもの主体性の尊重や、自己肯定感の向上、多様な個性を認めあえるよう配慮するなど、子どもの権利擁護を意識している／ボランティアなど、活動を担う人材の確保に苦労している。

○【子どもの将来人口】今後も減少が続く見込み。

第3章 計画の基本的な考え方

目指すべき姿
子どもの
最善の利益を
実現する
地域共生社会

地域共生社会のイメージ

○家庭での子育てを重視し、教育・保育サービスと、地域ボランティアなど身近な地域の力で子どもの育ちを支える。

○なごみの家を始めとする多様な参加・体験の場で交流と支えあいを創り、児童相談所を始めとする専門的機関が、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、また様々な課題を持つ子どもや子育て家庭が支援の手から漏れることのないよう、社会全体で支える。

家庭での子育て

地域での子育て

社会全体での子育て

地域の力で育ちを支える

すべての子どもが
健やかに育つ環境づくり

状況に応じた切れ目のない支援

第4章 子どもへの支援

○次ページ

第5章 親への支援

○次ページ

第6章 地域全体での支援

○次ページ

第7章 子ども・子育て支援事業計画

○幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策（区全域）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
認定区分	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	8,088	1,295	7,877	1,261	7,800	1,249	7,730	1,238	7,722	1,237
	8,383		9,138		9,049		8,967		8,958	
②確保の方策	9,018		9,018		9,018		9,018		9,018	
教育・保育施設 ・私立幼稚園 ・認定こども園	2,642		2,642		2,642		2,642		2,642	
その他 ・私立幼稚園 ・区立幼稚園	6,376		6,376		6,376		6,376		6,376	
②-①	▲385		▲120		▲31		51		60	

(単位:人)

○保育(2号・3号)の提供区域設定

第1期7区域 ⇒ 第2期12区域

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,714	7,513	7,440	7,372	7,365
②確保の方策	8,800	9,073	9,315	9,512	9,597
保育園・認定こども園	8,720	8,954	9,196	9,393	9,478
認証保育所	56	56	56	56	56
企業主導型保育(地域枠)	24	63	63	63	63
②-①	1,086	1,560	1,875	2,140	2,232

(単位:人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	756	6,181	741	6,224	732	6,105	724	6,025	712	5,939
②確保の方策	841	5,367	875	5,584	890	5,724	908	5,859	927	5,943
保育園・認定こども園	500	4,703	500	4,805	500	4,929	500	5,040	500	5,100
地域型保育事業	58	231	70	295	70	295	70	295	70	295
保育ママ	100	0	109	0	118	0	127	0	137	0
認証保育所	123	280	123	280	123	280	123	280	123	280
企業主導型保育(地域枠)	60	153	73	204	79	220	88	244	97	268
②-①	85	▲814	134	▲640	158	▲381	184	▲166	215	4

(単位:人)

○地域子ども・子育て支援事業

1 利用者支援事業 / 2 延長保育事業 / 3 地域子育て支援拠点事業 / 4 一時預かり事業 / 5 ファミリー・サポート・センター事業 / 6 子育て短期支援事業 / 7 病児保育事業 / 8 学童クラブ事業 / 9 妊婦健康診査 / 10 新生児訪問・赤ちゃん訪問事業 / 11 養育支援訪問事業 / 12 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 / 13 実費徴収に係る補足給付事業 / 14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

目指すべき姿

背景等

子どもの最善の利益を実現する地域共生社会

子どもたちの最善の利益を実現することは、本区の未来をつくることに通じる。
「地域共生社会」によりそれを実現させる。

基本
方針

施策の方向

事業分野

子ども
の豊かな
人間形成
のための
環境づくり

子どもへの支援

1	愛着形成期の親子支援
2	保育・幼児教育の質の向上
3	就学後の人間形成
4	障害児保育、障害児支援、療育の充実
5	悩みや困難を抱えた子どもへの支援
6	社会的養育体制と児童虐待の発生予防

子育て
家庭を
支える
環境づくり

親への支援

1	妊娠・出産期のサポート
2	家庭保育支援の充実
3	保育環境の整備・拡充
4	相談体制の整備・拡充
5	経済的支援
6	ひとり親や生活困窮家庭等への支援

社会
全体で
取り組む
子育てに
関する
環境づくり

地域全体での支援

1	地域全体で支える子どもの育ち
2	子どもを支える人材の育成・体制整備

すべての
子ども
の育ちを
支える
環境づくり

子ども・子育て 支援事業計画

1	教育・保育提供区域の設定
2	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容
3	地域子ども・子育て支援事業

●社会・国の動向（課題等）
出生率の低下／子どもの貧困対策／障害児への対応／児童虐待の防止／待機児童対策

●これまでの「地域共生社会」実現の取組

●乳幼児期の親子間の愛着形成は発達、人間形成の基盤として重要な役割を持つ

●子どもの「生きる力」につながる非認知能力

●大人になるための大切な時期、就学後の人間形成が重要

●障害児、発達障害、生活の困難、外国人家庭、5歳未就園児など課題のある子どもたち

●児童相談所の開設（令和2年）

●外国にルーツを持つ子どもの増加

●0～2歳児の低年齢期は家庭で保育する世帯が多いが家庭保育率は減少傾向

●子育て家庭の孤立化傾向

●相談できる場所・相手が地域の中になるべく多くあることが大事（団体ヒアリング）

●保育ニーズの多様化

●同年代の子ども同士が交流できる活動が地域にほしい（ニーズ調査）

●親同士の付き合いが少ない人が子育てをつらいと感じることが多い（ニーズ調査）

●地域活動団体の人材確保の苦労（団体ヒアリング）

●幼稚園の利用希望が高い（ニーズ調査）

●母親の就労が増加している（ニーズ調査）

第8章 本計画により取り組む関連計画等

○本計画は、「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」の役割も担う。

新・放課後子ども総合プランへの対応

○就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう図る国の取組。
○江戸川区では、すべての区立小学校で実施されている「すくすくスクール」において、放課後子ども教室と学童クラブ（放課後児童クラブ）の一体的な運用が行われている。
○本計画では第8章第1節で、事業の整備量、実施の方策を設定している。

子どもの貧困対策に関連する取組

○子どもの貧困対策は、経済的な困窮状態等によらず、すべての子どもと子育て家庭を念頭において、多様な施策が総合的に展開されるべきもの。
○本計画では第8章第2節で、国の子どもの貧困対策大綱に示された重点施策に沿って、本区における子どもの貧困対策関連施策を整理している。
1. 教育の支援
2. 生活の安定に資するための支援
3. 保護者に対する就労の支援
4. 経済的支援

第9章 計画実現の体制づくり

○地域に暮らす全ての人々が子どもの未来に思いを巡らせ、一人ひとりの子どもの最善の利益が優先して考慮されることが大切である。
○例えば、子どもの食の支援では、子育ての孤立化に加え、貧困世帯の増加等により様々なストレスを内在した家庭で暮らしている子どもを見守り、救いの手を差し伸べていこうという機運が高まり、こども食堂の運営、おうち食堂、KODOMOごはんなどの施策に発展している。
○地域力を活かした取組が、地域全体に広がるよう働きかける。
○子どもや親支援の最前線に立つ職員の資質向上を図るとともに、子どもが制度や組織の狭間に埋もれることのないよう、いわゆるのりしろ型の連携を重視する。
○子どもの権利を擁護するための仕組みを構築する。（仮称）子どもの権利条例の制定や権利擁護の制度化に取り組む。
○必要な支援が確実に届くよう、区HP、SNSなど様々なツールを活用する。